

『余地』

～相談業務を楽しむ方法 2～

<ご利用は計画的に>

杉江 太朗

～「お金」～

とある児童相談所で相談業務に携わっています。今回のテーマは、<ご利用は計画的に>とさせて頂きました。皆さま、どのようなことを思い浮かべましたか。とあるテレビCMを思い浮かべた方が多いのではないのでしょうか。

ここでは、消費者金融を扱いたいわけでも、読まれている方に消費者金融を勧めたいわけでもありません。私は、金融関係の職場で働いていたことがあります。自分のお金ではありませんでしたが、1億円を持ち上げたことのある児童福祉司は中々いないのではないのでしょうか。

ここでは、そのCMで扱われている『お金』、特に相談業務における『お金』について考えてみたいと思います。

～様々な側面を持ち合わせる『お金』～

『お金』といっても様々な側面があります。一言で片づけられるものではありません。

例えば、労働の対価として支払われる賃金も『お金』です。また、児童相談所は行政機関の1つであり、つまりは公務

員です。公務員といえは、予算。国でも都道府県でも市町村でもそれぞれの規模は違うかも知れませんが、全てそれも『お金』です。また子どもに関することと言うと、保育料から学費、塾代、さらには子どものお小遣いまで全てが『お金』です。

資本主義のこの世界で、『お金』を切り離して生活することは不可能です。今回はその中でも大学に関する『お金』、特に社会的養護と呼ばれる環境で生活をしている子どもたちの大学進学資金について考えてみたいと思います。

～強いられる自立～

社会的養護とは、厚生労働省の定義では、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」とされており、特にその中でも、施設や里親、ファミリーホームと言った環境で生活することを示すことが多いと思います。

社会的養護の課題として良く上がるの

が、原則 18 歳までしか利用できないということです。児童とは、児童福祉法上、「満 18 歳に達するまでの者」と定義されています。通常 18 歳といえは、高校 3 年生で到達する年齢なのですが、その年齢を超えると児童ではなくなるということです。かといって、高校 3 年生の誕生日がきて突然施設を出ていかなければいけないというわけではありません。「措置延長（在所延長）」といって、必要と認められる場合は、その年度末まで（高校を卒業した年度末まで）延長が可能であり、国レベルでも積極的にその制度を使い自立をサポートするようと言われていきます。（昨年度より 20 歳まで延長が可能であったのが、22 歳まで延長が可能と変更になりましたが、その話は後述します。）

つまりは、高校を卒業したら施設、里親宅から出ていくということが原則として定められており、言い換えれば、高校を卒業するまでは社会が制度を使って面倒を見るということが定められているのです。

このように施設や里親制度を利用している子どもたちは、社会から高校を卒業した時点で、18 歳で自立が強いられてしまう現実があるのです。

でも考えてみて下さい。高校を卒業してすぐに自立をしなければいけないということについて。みなさんは、18 歳という年齢をどのようにお考えになりますか。18 歳になれば、普通自動車の免許を取る

ことが可能になります。あと、パチンコなどのギャンブルをすることが可能になります。直近では、選挙法の改正により、有権者として認められるようになりました。様々な形で大人への仲間入りを果たす年齢ともいえます。その一方で、18 歳は未成年であり、親権者の影響を大きく受ける年齢です。親権者は、未成年者の教育、居住、財産、職業などを管理する立場にあると定められています。ここでの 18 歳は、「まだ子どもであるから、大人が管理しなければいけない」ということが前提となっています。

そのような、大人なのか、子どもなのか、状況によって扱われ方が変わる年齢にも関わらず、社会的養護の中では、「自立」が強いられてしまいます。

現実的な進路選択はどのようになっているのでしょうか。一般的な 18 歳と言えば進学か、就職かで悩み、親に相談しながら、親の援助を受けながら進路を決定していくでしょう。少なくとも、家に残るという選択肢もある中で、進路を決定していくことが多いと思います。しかし、里親や施設を利用している子どもたちは、その場に残るという選択肢がほぼ残されておらず、就職をするにしても、進学をするにしても、まずは居住する場所を確保する必要があります。

古いデータになりますが、厚生労働省の平成 24 年度の全高卒者の大学進学率は 53.2%でした。約半数が高校卒業後、

進学を果たしています。一方で、児童養護施設出身の子どもについては、12.3%という数字になっています。また就職率はというと、全高卒者の就職率が16.9%でしたが、児童養護施設出身の者については69.8%でした。

この数字の差は、『お金』が大きく影響していると考えられます。

～どうやって自立を目指すのか～

児童養護施設や里親宅で生活している子どもはどうやって自立を目指しているのでしょうか。ここでは、私のこれまでの経験を踏まえてお話しします。

まず自立に関する制度ですが、正直、十分に制度が整っているとは言えません。進学、就職をするにあたって、準備金、支度金なるものが制度として定められています。その金額は30万円にも満たしません。30万円と聞いて、これを多いと感じる方もいるかも知れませんが、「30万円やるから、その後は一人で生きていけよ。よろしく」と聞いたらどのように感じますか。正直、ただの手切れ金にしか思えませんよね。これだけでは、アパートを借りる初期費用も賄えるかどうか怪しいものです。それ以外にも施設のアフターフォローなど定められているのですが、『お金』に関して皆が確実にもらえるのは、これだけなのです。

そのため、施設を利用している子どもについては、「自立するために」という合

言葉を振りかざされ、アルバイトをして、貯金をすることを強く推奨されます。大学進学を目指す場合も、学費を賄うためのアルバイト、就職を目指す場合も、住居の初期費用などを貯めるためのアルバイト、言い方については、都合良く言い換えられながら、自己資金を貯めることを余儀なくされます。

当然、『お金』は簡単にはたまりません。高校にも行っている場合が多いので、成績を落とすとアルバイトを減らすように言われてしまいます。でも将来の『お金』は貯まりません。貯金を増やすためにアルバイトを増やします。そうすると勉強をする時間がなくなります。そうすると成績が下がるので……。という悪循環も良く目にします。

そのため、自己資金で進学をすることはほぼ不可能とも言えます。そのことが壁になって、前述した就職率が高くなっていると思われます。でもその中でも進学を希望し、進学を決定する子どももいます。

その際、多くの援助者が勧めるのが日本学生支援機構の奨学金ではないでしょうか。ホームページには、『経済的な理由で、修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢を踏まえて、学生等が安心して学べるよう「貸与」または「給付」する制度です。』と書かれています。ここで気をつけなければいけないのが、「貸与」についてです。貸

して与える・・・字の通りですが、あくまでも貸しているもの、つまり、借りた人は返さなくてはなりません。借りたものは、返すことは当然のことなのですが、リスクについては、十分に知っておく必要があります。

最近、ニュースで奨学金を返済できない人が増えていると聞いたことがありますか。例えば、月に10万円を借りたとします。10万円×12か月=120万円。120万円×4年=480万円。無利子の奨学金もありますが、有利子の奨学金もあります。つまり、順調に卒業できたとしても、480万円の『お金』を借りた状態で卒業をすることになります。その『お金』を返していくのに何年かかるでしょうか。

また、例として挙げたのは、10万円でしたが、実際のところ、月に10万円だけで生活をしていくことは難しいと思われる。貯蓄があれば、貯蓄を食いつぶしながら、貯蓄がなければ、アルバイト等をして自分で賄うしかありません。アルバイトするとすれば、日中は大学があるため難しいでしょう。アルバイトを増やすことで学業が疎かになることもあるかも知れません。学業を疎かにしてしまうと、義務教育ではない大学では単位が取れません。もし中退することになってしまったら、入学金、授業料などは基本的には返ってこないのです。借りた奨学金は、そのまま借りた『お金』として残っ

てしまいます。

もし、そこで、親が肩代わりしてくれるなどの援助があれば良いのですが、施設を退園した子どもたちに、そのような親がいることは稀です。どう考えても、貸与型の奨学金は、安心して学べる為の制度だけではないように思えてきます。

このことは極端な例かも知れませんが、しかし、援助者はそのようなリスクがあることを知っておく必要あり、そのリスクを進学する子どもに伝えなければいけません。そのことが、進学を諦めさせることになったとしても、子どもの将来を考えたときに、借金を数百万円抱えた大卒の社会人を目指させるのか、借金のない4年間働いて少しは貯金のある高卒の社会人を目指させるのか、どちらが良いと考えてみて下さい。

～でも大学進学を諦めない～

とは言いながらも、この世の中で、大学進学をして、知識を増やし、選択肢を広げてやりたいと思う気持ちもあります。むしろその気持ちは年々高まっています。かつて、日本学生支援機構を頼らずに進学を目指すと言語するとある施設の施設長さんがいらっしゃいました。

実際のところ、様々な法人、団体、財団などが、施設、里親出身の児童を対象にした給付型の奨学金制度を拡充しつつあります。その中には、生活費と学費の両面を助成してもらえるものもあります。

当然、皆が利用を出来るものではありませんし、エントリーをしても受給できるかどうかはわかりません。

しかし、私が担当した子どもたちにはその事実を伝え、進学を目指すのであれば、可能な限りエントリーをするように勧めています。普通の高校生はそのようなことを考えることは少ないのかも知れません。施設、里親の子どものみが背負わされていることであり、その責任を子どもに背負わせたいわけではありませんが、大学進学を目指す場合には、その方法が、今は一番現実的だと思っています。

エントリーをする際の申請書を書くときなどは一緒に考えたりすることもあります。読み手がどのように受け取るのかなど一緒に考えます。その際には子ども自身の成育歴にも触れることとなります。自身の生き立ちをどこまで相手に伝えて、武器に出来るかなど、かなり慎重に対応する必要があります。またそのことを一緒に扱える関係性も大切です。そうしたプロセスを経て、進学というその子どもの決定を強固なものにしていけるのではないのでしょうか。

～ご利用は計画的に～

大学進学を後押しする形で、施設、里親宅での生活について、20歳まで延長が可能であったものが、22歳まで延長が可能となりました。国が法整備をして、実施については、各自治体に任されてい

る一面があるようで、各自治体によって進行具合は違うかも知れません。少なくともその制度を利用することで、22歳、つまり、大学を卒業する年齢までは、生活場所を確保することが出来るようになったのです。とはいっても、同じ施設内に未成年と成人が入り混じることの運営上のリスクも出てくることでしょう。今までは未成年のみを対象としてきたところから、20歳、21歳の成人も対象となるのです。法律上は、飲酒、喫煙が可能となりますが、その指導まで施設職員が担わなければいけないのでしょうか。そのあたりのすみ分けがどうなっていくのかは、また今後のお話です。

施設からの自立を目指す場合、奨学金の利用については、給付型の奨学金をベースにして考えて、足りない部分を賄うという計画性が必要だと思います。当然、給付型の奨学金については、皆がもらえるものではありません。でも、各自治体独自で、利用できる選択肢は増えてきているはずで

そうした選択肢をいち早くキャッチし、自身の引き出しに入れておく、そして必要なときに引き出しを開けるということ出来るように私はしています。

全国社会福祉協議会と全国児童養護施設協議会が共同で給付型の奨学金制度の一覧を冊子にして作っています。それを手に入れる前は、せっせとホームページを探し当て、そこから各法人に電話をし

て、利用が可能なのか、受給が出来るのか、聞いてまとめていました。

大きな協議会の力は素晴らしい。個人のかでは到底及びませんが、上手に使わせてもらっています。

『お金』は、テレビでは、「政治とカネ」という風にネガティブに扱われることもあります。今回のように、進路を検討するにあたっての素材ともなり、進路を実現するためのモチベーションともなり、また進路を決定するための武器ともなります。『お金』を介して物事を捉えなおすことが、可能性を広げるチャンスに繋がります。ご利用は計画的に。いや、ご利用は戦略的に、夢を実現していきましょう。